川西市留守家庭児童育成クラブ入退室管理システム導入及び運用業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱

（設置及び目的）

第１条　川西市留守家庭児童育成クラブ入退室管理システムの導入及び運用業務の受託候補者（以下「候補者」という。）をプロポーザル方式により選定するに当たり、透明性及び公平性を確保して審査するため、川西市留守家庭児童育成クラブ入退室管理システム導入及び運用業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（定義）

第２条　この要綱において、プロポーザル方式とは、候補者を決定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により選定し、当該委託に係る実施方針、技術提案等に関する提案書（以下「提案書」という。）の提出を受け、原則としてヒアリングを実施した上で、提案書の審査及び評価を行い、業務の履行に最も適した事業者を決定する方法をいう。

（所掌事務）

第３条　委員会の所掌事務は、次に揚げるとおりとする。

(1)　提案書を審査するための評価基準及び評価方法に関すること。

(2)　提案書の審査及び評価に関すること。

(3)　事業者の選定に関すること。

(4)　前３号に掲げるもののほか、プロポーザル方式による選定の実施に関し必要と認めること。

（組織）

第４条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長は教育推進部長を、副委員長は教育推進部副部長（教育保育職員・入園所相談担当）をもって充てる。

３　委員は、入園所相談課長（留守家庭児童育成クラブ担当）をもって充てる。

４　前項に定める委員のほか、市長が必要と認めるときは、市長が指名する者をもって委員に充てることができる。

５　委員長は、提案書の審査及び評価に必要な職員を同席させ、意見を聴くことができる。

（委員長の職務等）

第５条　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審査方法）

第６条　委員会は、提案書及びプレゼンテーションの審査及び評価の結果により順位を決定した後、上位の事業者の委託業務スケジュール、契約金額その他必要となる要件の確認を行った上で、候補者を決定するものとする。

（実施手順）

第７条　前条の規定による審査は、委託業務の目的及び趣旨を達成しうる内容であるかについて行うとともに、事業者の提案内容について、別に定める評価基準に基づき、提案金額、効果、効率性等の観点から審査及び採点を行う。

２　前項の審査の結果、委託業務の目的及び趣旨を達成していないと判断した場合は、その理由を付すものとする。

３　委員会は、第１項の評価を行うに当たっては、原則として相対評価により採点するものとする。

４　委員会は、前３項の規定による審査及び評価の結果を事務局に提出し、事務局で集約を行った後、点数の高いものから順位を決定するものとする。ただし、同点の場合は、効果、効率性等の観点に係る点数を考慮して決定する。

（会議）

第８条　委員会の会議は、委員長が招集し、これを主宰する。

２　委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

（意見の聴取等）

第９条　委員会は、審査を行うため必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見若しくは説明又は必要な資料の提出を求めることができる。

（設置期間）

第１０条　委員会の設置期間は、この要綱の施行の日から市と候補者が契約を締結する日までとする。

（事務局）

第１１条　委員会の事務局は、教育推進部入園所相談課に置く。

（補則）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年１１月１６日から施行する。

（失効規定）

２　この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。